

処遇改善関連の最新動向

2024 (R6) 年度の報酬改定について、様々な情報が始まっています。ぜひ、「[介護給付費分科会](#)」、「[障害福祉サービス等報酬改定検討チーム](#)」で元資料にあたり、国の方向性をご確認いただきたいと思います。

★(福祉・) 介護職員等処遇改善加算(新加算)

…現行 3 加算を一本化した新加算についても、国の分科会資料等でおおよその内容を把握することが可能です。まだ詳細が不明な部分も多いため、あらためて当事務所からも情報発信していきます。

★**現行の処遇改善加算**…R6 年 4 月・5 月の加算算定のための計画書提出期限が 4 月 15 日とされました。様式が示されるのは 2 月末になる見込みとのことです。

★**処遇改善支援補助金**…政府が「月 6,000 円のベースアップ」と掲げている補助金が 2 月からスタートします。「[介護保険最新情報 Vol. 1202](#)」で概要と様式が示されていますのでご確認ください。(実際の計画書作成等は、県・市からの通知をお待ちください。また、障害分野はまだ詳細が示されていません)

この補助金は、2・3 月分は一時金等で支給してもよいが、4・5 月分は補助額の 3 分の 2 以上を月額賃金で支給することとされています。そして 6 月以降この補助金は廃止され新加算に組み入れられる形となります。

この年度末から 6 月にかけて、処遇改善加算の制度がいくつも混在し非常に複雑な移行期間となりそうです。まずは正確な情報を仕入れ、整理しながら順序立てて進めていくことが大切です。

質問・相談 事例集(労務管理編) ②

◆1ヶ月単位の変形労働時間制を採用しているので、月の勤務時間が枠内に収まるように、今日残業した分を翌日の勤務を減らして相殺すれば残業代は不要という解釈でよいか。

⇒1ヶ月単位の変形労働時間制は、あくまでも“あらかじめ”決められたシフト時間であれば、1日8時間・週40時間を超えても割増賃金が不要となる仕組みです。残業を別の日の勤務と相殺できるというものではありません。

決められたシフトが8時間だった日に1時間残業すれば、その分は法定時間外労働として割増が必要です。(意外と誤解が多いのでご注意ください)

◆退職する職員が、退職日までに年休を使い切れなかったため買い取ってほしいと言ってきた。応じなければならないか。

⇒年次有給休暇の買取り(買上げ)は原則禁止されています。ただし、法定を上回る年休を付与している場合や、退職時に使い切れなかった日数分を買い取ることは違法ではない、とされています。しかしこれも義務ではないため、買取りの希望に応じるかどうかは法人の考え次第です。(場当たりの対応にならないよう、ルールを決めておくことをお勧めします)

◆就業規則に「4週間を通じて4日以上の日」と記載があるので、週に1日の休日がなくとも、月の後半にまとめて休みが取れていれば問題ないか。

⇒休日は原則「1週間に1日以上」必要ですが、例外的に「4週4休」が認められます。その場合、4週をカウントする起算日を特定しておく必要があり、就業規則に起算日の記載がなければ4週4休は採用できません。4週4休制を採る場合は、その起算日から4週間ずつ区切っていき、その中に4日以上の日があるかを見ていくことになります。 次回へ続きます

セミナー参加受付中!

ご案内のとおり、「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー2023 Part2」を開催いたします。

今回は、ハラスメントの対策や対応、そして2024年度に向けての制度改正や処遇改善加算の動向についてお話しします。まだお席には若干の余裕がありますので、ぜひこの機会にご参加いただければと思います。お待ちしております!

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL: 026-217-3152 FAX: 026-217-3153

URL: <https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail: mail@sugiyama-sr.net